

表2 徳川期田積推移の地域別表(町)

年次	①近畿五カ国	②関東五カ国	③北陸東北九カ国	④九州四カ国
文禄(1592—95)	100,990	119,891	197,254	88,772
慶安(1648—51)	99,901	135,499	256,115	139,919
元禄(1688—1703)	142,821	177,097	319,710	148,171
天保(1830—43)	115,392	197,856	437,150	167,552
明治(13年、1880調)	110,290	219,858	675,358	214,437

備考：本表は農務局『第二次農務統計表』の全国の国別統計表により、著者が国を選んで小計したものである。

①=山城、大和、河内、和泉、摂津の五カ国、②=相模、武蔵、安房、下総、上総の五カ国、③=磐城、岩代、陸前、中、陸奥、羽前、羽後、越中、越後の九カ国、④=筑前、筑後、肥前、肥後の四カ国。

記の僅かの田積増加そのものも、実はその多くは関東、北陸、東北等これまで開墾が特に後れた地方におけるものであつて、早く開墾の進んでいた九州、近畿地方のそれは著しく停滞的であり、特に近畿地方のそれは、元禄年間において頂点を打ち、爾後顕著な絶対的減少をさえ示している。すなわち、慶安—元禄期において期初の九万九千〇町歩から一四万二千〇〇余町歩に著増し、それが頂点になって天保期には一萬五千〇〇町歩と絶対的減少を示している。思うに徳川中期以降における農業停滞の真の姿は、この近畿地方の田積の推移が、より代表的に示すものとみることができようであろう。

以上は明治一四年刊の農務局第二次農務統計が調査した数字によつたものであるが、むろん、当時の統計であるからその信頼性についてはこれを割引いて考慮せねばならぬ。そこで、以上を補充する意味で、北島正元氏の調査によつてさらに表3を作成してこれを掲げるであろう。これによつても、耕地および石高は徳川前期においては顕著な増大を示したものが、中期以降停滞傾向を示したことを明かに語っている。

すなわち、表3の上欄の耕地の年平均増加率は、徳川前期約一三〇年

元禄—天保期の増加額よりも一層僅少のものであつたと考えられる。

以上は全国総計の田積の推移であるが、これをさらに地域別にみると、表2の示す通り、徳川中期以降における期間の増加が実に一萬二千五〇町歩の多数を算していることと対比することによつて一層明かである。むろん、この期間における田積の飛躍的増大のほとんどすべては明治期のそれであつて、天保—慶応期の幕末約三〇年間に於ける増加は、当時の政情不安と苛斂誅求の激化から推測して、また後掲表3の天保—明治四年期の石高推移の数字に基いても、

表1 徳川期の田積推移表

年次	田積	前期比		年間	年平均増加額
		増加	減少		
天正(1573—91)	1,316	—	—	—	—
文禄(1592—95)	1,311	←	5	(約 20年)	0
慶安(1648—51)	1,604	292		(約 50年)	5,840
元禄(1688—1703)	1,841	237		(約 50年)	4,740
天保(1830—43)	2,174	333		(約 140年)	2,380
明治(13年10月)1880	2,624	450		(約 40年)	11,250

備考：本表の田積統計は『第二次農務統計表』(農務局、明治14年9月刊)による。田積に対する加工した統計はすべて著者の計算したものである。

(二) 徳川前期の農業発展と中期以降の停滞

徳川期における田積の消長

徳川中期以降に至り、わが農業の発達停滞衰微するに至つたことを、最も端的に示す方法は、徳川前期約一〇〇年間に於ける農業の顕著な発展と中期以降のそれとを対比することであろう。上掲表1は当時の不完全な、かつ大雑把な統計資料ながら、これによつてその一斑を語るものである。これによると、わが田積の推移は、徳川幕府創立前の約二〇年間(天正—文禄間)はその増加は全くなかつたが、徳川幕府創立後一〇〇年間に於ける顕著な増加を示している。例えば文禄—慶安の約五〇年間に於ける年平均五八四〇町歩、慶安—元禄の約五〇年間に於ける年平均四七四〇町歩の増大である。しかるに、その後約一四〇年間(元禄—天保)においては、年平均の増加は半減以下に陥つて僅かに二三八〇町歩である。これによつて、田畑の開発は徳川中期以降著

表3 徳川期耕地及び石高の変化表

年次	西曆	面積又は石高	前期比増	同%	同年平均
田畑面積の変化					
		千町歩	千町歩	%	%
(A)慶長年間	1596—1614	1,635	—	—	—
(B)享保年間	1716—1735	2,970	(130年間)1,335	81.7	0.628
(C)明治7年	1874	3,050	(140年間)80	2.7	0.019
石高の変化					
		千石	千石	%	%
①文禄元年	1592	18,460	—	—	—
②元禄年間	1688—1703	25,769	(110年間)7,310	約40.0	約0.363
③天保元年	1830	30,403	(130年間)4,634	約18.0	約0.138
④明治4年	1871	31,620	(40年間)1,217	約4.0	約0.100

備考：本表は、北島正元著『江戸時代』98頁によって作成した。但し前期比増および同%、同年平均の三欄は著者の算出にかかるものである。

間の慶長—享保間は〇・六二八%を示したものが、その後のそれは僅かに〇・〇一九%と激減している。また、石高の年平均増加率は、徳川初期約一一〇年間の文禄—元禄間においては〇・三六三%であったものが、その後約一三〇年間のそれは(元禄—天保間)〇・一三八%と半減以下に陥り、その後の約四〇年間(天保—明治四年)のそれは〇・一%とさらに低下している。以上は表3に採録しえられた時代別資料を中心にみたものであるが、実際においては、同じく徳川前期一〇〇年間においても、その前半の五〇カ年の増加率の方が、後半の五〇カ年よりも、その増加率が一層大きかったということが、理論的にも、また表1の示す数字からも、当然推想しうるのであって、中期以降の農業発達停滞は、徳川前期五〇カ年に比すれば、表3の示す数字よりも一層顕著であったわけである。

徳川前期農業発展事情

徳川前期における顕著な農業発達理由は、それが中期以降何故に停滞衰微に陥るに至ったのであろうか。徳川初期において、わが農業が顕著な発達を遂げた理由の主なるものとしては、次の四点を挙げることができると思われるが、その背景をなすものは、それまでの永い間の戦国時代

が暮を閉じて、平和な希望に満ちた新時代が展開した、という性格のものであって、ここに、領主、農民の双方から、意欲的な農業開発の努力が生れたとみるべきであると思う。

- (1) 永い戦国時代が一過して平和時代に転入した効果が示現されたこと(この効果は大約一〇〇年後においては、逆に農業発達の様相化したことを注目すべきであらう)。
- (2) 「太閤検地」によって、荘園期の名主や土豪層を中心とした村の構成から、江戸時代においては、土地の所有権を保証された(ただし年貢の義務を負う)本百姓が農業生産の主体となり、その生産意欲が旺んになったこと。
- (3) 封建領主もまた、自己の経済基盤を強化するため、戦国時代中に発達した築城術その他を平和産業に活用して盛んに、農地の新開発に努力した。
- (4) 当時の技術からみて、有利な未開墾地が多分に存在していた(永い戦国時代のあとであったことに鑑みれば、それは当然であらう)。

以上のうち、(2)と(3)とは、左に引用する北島正元氏の著書によるものである。氏は、徳川初期の農業発達理由をこう説明している。<sup>(1)</sup>

「本百姓が農業生産の主体となったことは、年貢・課役の重任にもかかわらず、生産力の新しい発展を方向づけるものであった。会津藩の郡奉行が『慶安元年より元禄元年まで四十一年、民勢さし潮の如く、盛事に御座候』(『新妻氏存寄書』)と感嘆したように、一七世紀後半から顕著となる農村の経済的繁栄は、本百姓体制の完成にもとづくものであり、支配者を驚かせるに足るものであった。まず耕地面積と石高が、右の表(前掲表3)のようにそれぞれいちじるしい増加を示している。これには、自立の基礎となる経営規模をひろげようとする農民の努力と、



意味が改めて納得できるのである。すなわち、この四割という税率は現在にたとえれば所得五〇〇万円の者に対するそれではなく所得僅か五〇万円のそれに対する税率であって、すでにぎりぎりの線を越した重税であったわけだ。例え、徳川前期の後半においてすでに、百姓の貢租は次のように甚大であった。<sup>(11)</sup>

「貞享二年(一六八五)豊年税書の例にあっては、田畑一町を耕し、労働力四人、消費人口五人の例に於いては、経営費、生活費を除いて、貢租として出しうる額は四石五斗となっている。此の四石五斗は右の一町を全部上田として石盛十五とすれば、十五石の三〇%、即ち御取箇三つ、三公七民の課税率なる時辛じて完済しうる額であり、四公六民の場合には既に一石五斗の未納額を残す事となる。此の計算について、豊年税書は『去程に今年は喰ひあまりたるの、金を遣ひあまりたるのいふ事は十年にも有まじ、況や其内に作毛出来損じて、又飢渴の年にあひ、田畑を書入、借金出来、此利払さへ成がたく、請返すといふは十人に一人も有か無かの事也』とするのである。宝永四年(一七〇七)の著耕稼春秋の記す所も、加賀藩石川郡の課税率たる五五%の貢租下では、草高五十石の水田地方の百姓が、表作収入の全部は経営費と貢租によって吸収され、自分等の生活は裏作収入によらなければならぬ事になっている。三〇%から七〇%に及ぶ課税の下で、百姓は、何れも凶作の危険に晒されつゝ、辛じて年々の生産を繰り返へし、自らの最低生活を支へているのであると言へよう。」

徳川前期の四公六民の税率であつても、右のように百姓の負担は限界に近い。その重税が、さらに五公五民となり、甚しきは六公四民、七公三民の地方さえ生れ、加うるに、その税の内容においての増税も前記の通り少くなつたのである。百姓に対する税負担がいかに苛酷であつたかを想見するに難くないであろう。しかし、苛酷はそれだけではない。もし、この重税を百姓が納めないときは、これを牢獄に投ずるなどの体刑を課したのである。その上に、

正規の年貢以外の負担をも、左の如くこれをしばしば強制したのである。<sup>(12)</sup>

「年貢の先納も常の事にして、不時の用金を命ぜらるゝも珍らしからず、彼等にして之を調達する能はずば、其所有の田畠を典当として他領より金穀を借り入れて、之を上納せしむる事、前既に述べたり、其暴を極むるものに至りては、百姓の之に応ぜざればとて、手鎖の刑に処するあり。」

小作人生活の極度の貧困

以上は幕藩に対する公の負担についてであるが、小作人となると、右以外に、「作徳米」、すなわち小作料の負担を担っていた。これについては、すでに地租改正当時のそれを示したが、さらに小野武夫氏が全国四二カ町村の故老について調査したものをみると一反当りの収穫高と年貢、小作料の比率は必ずしも傾向的關係を示さず、かつ、地方によって著しくまちまちであつて、どれが指標的性格のものか詳かでないが、試みにその平均をみると、表6に示す通り、収穫高の配分は年貢三七%、地主二八%にして小作人の所得は僅かに三五%、これから種肥料一五%を差引くと僅かに二〇%となるわけである。

表6 徳川時代の年貢、地主・小作人所得配分(一反当り)

		実数(升)	比率(%)
収	穫高	181.0	100
所得配分	年貢	65.8	37
	地主所得	51.2	28
	小作人所得	64.0	35

備考：小野武夫著『徳川時代の農家経済』79-82頁の調査表中の平均による。

ここで注意を要することは、右の調査における反当り収量は、良田に属するものが多いのではないかということである。というのは、右調査の反収は最低一石、最高二石五斗、平均一石八斗五升であるが、いま農林省の累年統計表によって水稻の反収高をみると、明治一六―三〇年間の全国平均は一石四升七合(一七年)から一石五斗七升六合(三三年)の間であつて、前記の調査の数値が少からず高収穫のものであることを示しているからである。そうした良田においてさえも、右調査における小作人の反当り所得は実数で平均

表8 会津藩における農業の停滞衰微表

	年数	米方年貢	金方年貢	郷村人口
寛永20—寛文8 (1643—68)	26	149,935	23,064	127,063
寛文9—延宝6 (1669—78)	12	168,239	25,880	152,527
天和1—元禄1 (1681—88)	8	162,013	24,920	154,498
元禄2—享保15 (1689—1730)	31	297,024	13,217	162,542
享保16—寛延3 (1731—50)	20	295,162	14,758	155,051
宝暦1—天明7 (1751—87)	37	254,073	15,194	134,655
天明8—寛政11 (1788—99)	12	242,784	13,049	120,382
同 上 指 数 (1643—68年=100)				
寛永20—寛文8 (1643—68)	26	100	100	100
寛文9—延宝6 (1669—78)	12	112	112	120
天和1—元禄1 (1681—88)	8	108	103	121
元禄2—享保15 (1689—1730)	31	197	57	128
享保16—寛延3 (1731—50)	20	196	63	122
宝暦1—天明7 (1751—87)	37	169	65	105
天明8—寛政11 (1788—99)	12	161	56	94

備考：長倉保「会津藩における藩政改革」堀江英一編『藩政改革の研究』63頁による。

百姓の早老早死と生児間引き 徳川中期以降における農民人口の停滞減少は、以上の離村逃亡よりも、(1)子女養育能力の欠乏に基く産児制限の盛行と、(2)体力衰退に基く早老早死的死亡率の上昇という形においてより集中的に現われている。この事実、百姓町人合計の人口が、徳川中期以降停滞減少を示していることよって、最も雄弁にこれを語らしめることができる。前掲表7は全国の百姓町人の人口表であり、表8は会津藩、表9は加賀藩のそれである。

表7、表8、表9のいずれにおいても、徳川創立(大体一六〇〇年)から一三〇〇乃至一五〇〇年の頃までは、人口が顕著に増大したことを語っ

表7 徳川時代の全国人口表(武士以外)

年号	西曆	人口数	同指数
享保6頃	1721頃	26,065,425	98.17
享保11	1726	26,548,998	100.00
17	1732	26,921,816	101.02
延享1	1744	26,153,450	98.51
寛延3	1750	25,917,830	97.24
宝暦6	1756	26,061,830	98.16
12	1762	25,921,458	97.25
明和5	1768	26,252,057	98.88
安永3	1774	25,990,451	97.51
9	1780	26,010,600	97.57
天明6	1786	25,086,466	94.49
寛政4	1792	24,891,441	93.71
10	1798	25,471,033	95.93
文化1	1804	25,517,729	96.11
13	1816	25,621,957	96.50
文政11	1828	27,201,400	102.45
天保5	1834	27,063,907	101.93
弘化3	1846	26,907,625	101.35

備考：本庄栄治郎著『日本人口史』37-9頁による。この数字には公卿、武士、及び武家に従属するものを含まない。従って、これらをも加えた幕末の人口は、表示の数字に2-3百万人を加算すれば大体の人口をみる事ができる。

そこで、三大都市を直轄している幕府は、しばしば「人返し」政策をとって、帰農を図ったが、その効果は少なかった。「農業を嫌い遠国せる者共なれば、いかほど公儀より手当を給し帰国せしむとも、却て本国の厄介となり、故郷にても疎まれ永住するを得

ず。またまた何時しか在所を立去るに至るべし。此儀は亡父重治郎奥州支配の節実験して得失を弁せる所なり」という状態であった。また、逃亡による農地荒廃対策もとられたが、根本の苛斂誅求の圧迫があるので、その多くもまた、「荒廃田畑が年々増加し、街道筋も荒れて、あまり見苦しいので『作り取』の高札を立てて耕作を奨励し、旧地主には遠隔の荒所を『宛田』として耕作させるよう割つけたが、実際の田畑復興はあまり進展しなかった」という有様であった。この間において、百姓の離村逃亡の真因をズバリと如実に指摘したものは、本居宣長の次の所論であろう。

「いづれの村にても百姓の籠は段々にすくなく成て田地荒れ郷中次第に衰微す。これよって法度を立て百姓の兄弟子供を外へ出すことを敢しく禁ぜらるる国々もあれども、それは源を濁して流れの末を清くせんとするが如くなる物なる故に、その禁制もとかくに立がたく、また今の世はただ当座のことのみ計りて始終の処を考へざるならひなれば、差当りて先づその年の上納だにととのへば宜しきことにして、百姓の痛むをばかへり見ず、百姓いたれば往々上の大なる御損失なる事をも思はず、漸々に農民のおとろへゆく事は返す返すも嘆かはしき事の至り也。」

表9 加賀藩百姓町人の人口表

年次	人口
寛文7 (1667)	705,837
文化10 (1813)	839,454
文政11 (1828)	664,934
天保5 (1834)	680,938
天保11 (1840)	639,592
弘化3 (1846)	679,920
嘉永5 (1852)	696,307

備考：本表は土屋喬雄著『封建社会崩壊過程の研究』56-9頁による。

ているが、その後に至り、この人口増大は停滞し、むしろ減少傾向を示していることを語っている。例えば表7の全国人口数は、享保七年（一七三二）の大約二七〇〇万人近くを頂点にして爾後減少に転じ、寛政四年（一七九二）には大約二五〇〇万人足らずになり、この間約二〇〇万人余の人口減少となり、爾後僅かながら増加に転じ、文政度（一八一八―一九）におよび漸く、享保度（一七三二）の頂点に類

を合わずに至っている。しかも、この間において町人の人口は著増していることを考慮すれば、百姓人口の減退は、表示以上であることを注目せねばならない。こうした傾向は表8の会津藩の人口においては一層顕著に現われ、一六四三年から一七三〇年の約九〇年間において人口は二八％の増大を示したものが、爾後減少に転じ、その後約七〇年後の一七九九年頃には、人口実数において一六万二〇〇〇余人から一二万人と約四万二〇〇〇人、二六％を著減し、約一三〇年前の人口よりも、その絶対数において減少している。年貢も人口の増減と一応の比例は示しているが、しかし、頂点後の人口の減退が急であるのに対し、年貢の減退は少からず僅少である。そこに、苛斂誅求の跡が歴然と見られるのである。表9の加賀藩においても人口の推移は大同小異であって、いずれも徳川中期以降の百姓の窮乏がいかに甚大であったかを如実に物語っている。

以上は農民人口の数量的停滞または減退であるが、その農業生産に及ぼした悪影響は、単に右の数的労力の減退のみではなかった。農民人口の停滞減少を齎した病根は、同時に、(1)農民体力の衰退、(2)生産意欲および労働意欲の減退の両面から、労力の質的低下を齎し、人口の量的減退に劣らぬ生産力の減退を伴っていたのである。この点の重大

性を見落してはならぬ。

- (1) 古島敏雄著『日本封建農業史』三一五頁。
- (2) 『鍋島直正公伝』第六篇、二二―三頁において、公が自藩における体験として、岩倉公に陳述せる記事の一節。
- (3) 本庄栄治郎著『近世農村問題史論』二〇〇―一頁。
- (4) 古島敏雄著『日本農業技術史』下巻、五三六頁。
- (5) 堀江英一編『藩政改革の研究』六三頁、長倉保「会津藩における藩政改革」による。
- (6) 前掲『日本農業技術史』下巻、五四二―六頁。
- (7) 同上書、五〇五頁。
- (8) 同上書、五一八頁。
- (9) 岡田章雄著『外国人の見た日本』二巻、二二九頁。
- (10) 本庄栄治郎著『日本人人口史』五〇―二頁。
- (11) 同上書、一一三頁。
- (12) 古島敏雄著『日本封建農業史』三三二頁。
- (13) 幸田成友著『日本経済史研究』五三七―八頁。
- (14) 同上書、五四八頁。天保九年水野越前守よりの諮問に応じ西国郡代寺西蔵太の上申書。また、北島正元氏はその著『江戸時代』二二〇頁において、「文化年間の江戸の町家の下男の給金は年三両ほどであり、関東や東北地方の小作人などには容易にえられないほどの収入であるから、人返しの強制も、農村人口の江戸流入をおさえることはできなかった」としている。
- (15) 関順也著『藩政改革と明治維新』七頁。長州藩の慶長検地による百姓の大量出奔についての記事。
- (16) 本庄栄治郎著『日本人人口史』二八八―九頁所収「日本経済叢書、第一六巻、一九頁。